

中期経営計画

～暮らしを守り強靱な県土づくりを支えていくために～

平成 29 年 4 月

公益財団法人 山形県建設技術センター

目 次

I. 中期経営計画の改定にあたって	
1. 法人設立経緯と変遷	1
2. 計画改定の背景・目的	1
3. 基本理念	3
4. 事業方針	3
II. 業務展望	
1. 業務の展開方向	5
2. 新規業務の検討と方向性	10
III. 経営収支予測	
1. 収支の見通し	11
2. 収支の改善	11
IV. 組織体制と技術力向上のあり方	
1. 現状・課題	12
2. 組織体制の強化と活性化	13

(公財) 山形県建設技術センターの概要

法人設立 昭和54年4月

出資金等 72,940千円

(山形県41,470千円・市町村31,470千円)

所在地 センター事務局 山形市緑町一丁目9番30号(緑町会館2階)

下水道事業所 天童市大字大町字西原1915

最上庄内事務所 東田川郡三川町大字横山字袖東16番10号

I. 中期経営計画の改定にあたって

1. 法人設立経緯と変遷

当建設技術センター（以下「センター」という。）は、山形県（以下「県」という。）及び県内市町村（以下「市町村」という。）と不離一体の関係にたち、建設に関する調査研究及び建設技術者の技術研修を行い、さらに、県及び市町村の建設工事の積算及び工事監理業務等を受託し、県及び市町村の建設行政の円滑な推進に寄与することを本旨として、県の出資により昭和54年4月に設立された。

また、平成23年4月に「旧（財）山形県下水道公社」と合併統合し、県内4処理区の流域下水道施設の運転維持管理業務を新たな業務に加えた。

さらに、公益法人制度改革三法が平成20年12月に施行されたことに伴い、平成25年4月に「公益財団法人」へ移行した。

この公益財団法人への移行を契機に、新公益法人制度の理念を尊重し、これまで以上に社会的に公益性の高い責任ある法人として、法人運営を行っている。

2. 計画改定の背景・目的

(1) 近年における経営改革

（平成26年度以前）

公共事業投資抑制の流れの中で、県等からの受託額が減少し、さらに、平成16年3月策定の山形県行財政改革大綱に基づく公社等の見直し方針を受けた経営改革計画（平成17年度～平成26年度）を平成17年5月に策定し、これに基づき主に次のような組織改革及びコスト縮減を行い、効率的な法人運営に努めてきた。

- ① 組織のスリム化として、村山最上事業所を平成17年度末で廃止した。
- ② 人件費の削減（平成16年度から26年度）、旅費制度の見直し（平成16年度）、執務スペースの縮小（平成17年度）等によりコスト縮減を図った。
- ③ 定年退職及び勧奨退職の補充を行っていない（平成17年度から23年度までの間5名退職）。
- ④ 県及び市町村等に派遣することにより、建設技術職員の資質向上を図った（平成18年度から平成26年度までの間、各年度4～8名、延べ50人に及ぶ建設技術職員を派遣）。
- ⑤ 一方で、職員の新規採用については、平成23年4月の（財）山形県下水道公社との合併統合などセンターを取り巻く経営環境が大きく変化したこともあり、実施を見送ってきた。

(平成 27 年度以降)

センターを取り巻く環境は、度重なる大型台風の本土上陸や多発するゲリラ豪雨等の気象の凶暴化による甚大な災害発生、また、高度成長期に構築された社会資本の老朽化の進行、そして、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来とこれを背景とした社会資本整備を担う行政機関の技術職員の減少など大きく変化してきている。こうした中で、センターの果たすべき役割も変化し、今後も発注者支援のニーズが増大していくものと見込まれる。

このような認識の下、平成 27 年 4 月、新たに基本理念及び事業方針を定め、今後の業務展望と経営収支を予測し、県土整備部と意見調整を図りながら、これまで以上に公益性の高い活動の充実を図り、かつ業務の繁忙化への対応も考慮した適切な法人運営体制の整備を検討し、今後のセンターの運営指針として、新たな中期経営計画を策定した。

なお、計画適用期間については、センターを取り巻く諸情勢の変化に鑑みて、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とし、必要に応じて計画の見直しを行うこととした。

(2) 改定に至る背景

① センターを巡る経営環境の変化

平成 27 年 4 月 1 日に策定した現経営計画は、過去の受注実績に基づき、社会資本の老朽化対策、市町村における技術職員の減少等の新たな要因を盛り込みつつ作成したものであるが、計画初年度である平成 27 年度の決算において大幅な赤字が発生し、業務受託額等今後の収益予測も含め大きな乖離が生じる恐れがでてきた。

このような状況を踏まえ、今回の改定において考慮した主な点は次のとおりである。

ア 現計画は、過去の県・市町村等の建設事業の推移、平成 27 年 2 月に公表された山形県財政の中期展望等を勘案して今後の受託事業の収益予測を行い、初年度の予算編成に反映させたものである。しかしながら、橋梁点検等社会資本メンテナンス業務の本格化により年度当初の積算業務引き合いに十分に対応できなかったことや、災害等の受託が減少したことなどにより、大幅な純受託事業（注 1）の減少が発生した。

（注 1）受託事業総額は伸びているが、橋梁点検に係る地域一括発注は 5%の事務的経費だけの収益

イ 平成 26 年度に道路法施行規則が改正され、県・市町村等道路管理者に、近接目視による橋梁の点検診断と 5 年に 1 回の定期点検が義務化された。このため山形県道路メンテナンス会議においてセンターが地域一括発注による市町村支援の役割を担うこととなった。

ウ 定年退職後の継続雇用者について、今後職員に占める割合が大幅に増え、今まで以上に若手職員への技術力継承等を進めるなど活躍の場の拡大を図っていくことを経営計画に反映させる必要がある。

② 発注者支援ニーズの増大

今後ますます人口減少が進行し、特に市町村にあっては土木・建築等の建設技術職員の減少が懸念される。センターで平成28年6月に行ったアンケート調査結果（注2）によると、土木・建築・電気・機械などの全体技術職員数が「0人から5人まで」の市町村数が49%を占め、そのうち技術職員が皆無なのは6市町村となっている。

一方、激甚化する災害対応や防災拠点の整備、子育て支援施設等の整備など技術職員の果たすべき役割は、確実に増えてきている。

また、緒に就いたばかりの道路橋メンテナンスへの対応、老朽化している庁舎等の建替えや、新たな防災・子育て支援等暮らしに欠かせない施設整備など地方創生の視点からも特に市町村からの発注者ニーズが増えてくることが予想される。

こうした市町村等への発注者支援を、具体的かつ包括的に行う必要があることから、センターの役割を明確にし、具体的な支援方策や受け皿づくりを進めていく必要がある。

（注2）発注者支援業務に関するアンケート調査

（3）経営計画改定の目的及び新たな計画期間の設定

中期経営計画の改定に当たっては、オールセンター体制でプロジェクトチームを結成し、改めて現状を分析しながら様々な検討を加え、今後の経営環境の変化に対応するための経営計画の改定を行うものであり、次の事項を目的として「平成29年度から平成33年度までの5年間」を展望した新たな計画を策定するものである。

- ① 将来に向けて持続的な健全経営を確保する。
- ② 社会のニーズに的確かつ臨機応変に対応し、経営計画を常に有効に機能させる。
- ③ 早期の経営健全化に向けた収益源の多様化と経営の効率化を図る。

3. 基本理念

センターは、「公正性」、「中立性」、「守秘性」を有する県及び市町村の発注者支援機関として、建設技術の向上と建設事業の効率的な推進を支援するとともに、下水道事業に係る維持管理の支援等を行うことにより、良質な社会資本の整備並びに生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与し、広く県民の福祉の増進を図ることを基本理念とする。

4. 事業方針

（1）公益目的事業

- ① 建設技術者の技術力向上、普及啓発・情報提供

地域社会の健全な発展と県民の福祉の向上に寄与するため、建設技術者の技術力向上・普及啓発・情報提供を行う。具体的な事業展開として、良質な社会資本の整備を担う建設技術者の育成・技術力向上のための多様な研修等を実施する。

② 発注者等への技術・活動支援等

気象の凶暴化に対応した災害発生時の支援を強化する。特に、技術職員が不足する市町村を中心とした技術相談・助言を充実していく。

③ 流域下水道施設の維持管理及び下水道の普及啓発

県民の生活環境の向上と公共用水域の水質保全に寄与するため、流域下水道施設の維持管理及び下水道の普及啓発を行う。また、県と連携し、施設設備の老朽化の中での災害等緊急時対応力を強化していく。

(2) 収益事業

① 社会資本整備に関する発注関係事務等の支援

社会資本整備に関する発注関係事務等の支援については、公共工事の積算・監督補助等において、平成 26 年 6 月に公布・施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「改正品確法」という。）で発注者責務がより明確化されたことを踏まえ、発注者が発注関係事務を適切かつ効率的に実施できるよう、計画等から完成後までの各段階において地域の要請に応じた多様な支援を行う。

また、社会資本は日々の生活を支えるとともに、産業・経済活動の基盤となるものであるが、高度成長期に大量に整備された施設について、社会資本全体の老朽化が急速に進行することが想定される。社会資本がその役割を十分に果たすことができるようにするためには、適切な維持管理・更新が必要であり、社会資本の老朽化対策等についても積極的に支援していく。

② 建設情報システム等の運営管理支援

積算システムの円滑な運営管理を行うとともに、道路施設等の台帳管理の支援を引き続き実施していく。

(3) 新たな重点方針

(1) 及び (2) に加え、経費の節減など法人運営の効率化に努めるとともに、新たな課題に適切に対応できる職員技術力の向上を図りながら、次の事項について重点的に取り組んでいく。

① 社会資本の老朽化対策等に関する技術支援及び市町村における技術者の不足、技術力向上のための研修、技術相談・助言の充実強化

県や関係団体と連携した研修だけでなく、平成 29 年 3 月から稼動する山形県道路橋梁

メンテナンス統合データベースシステム(以下「DBMY」という。)や地域一括発注業務を通して、各市町村からの技術的相談・助言を担えるセンターとしていく。そのために、東北大IMC(注3)との連携や技術相談を確実にできる技術支援者制度を運用していく。

(注3) 東北大学インフラマネジメント研究センター

② 災害復旧時における初期支援及び発注者支援の実施

技術者等の不足している市町村においては、平成24年度に創設した山形県災害復旧支援エンジニア制度を活用するとともに、災害調査、査定から復旧実施まで一連の総合的な発注者支援(橋梁等災害におけるパッケージ型発注者支援業務)等を実施していく。

③ 流域下水道施設の維持管理事業における災害等の緊急時対応力の強化

センターは、17市町に跨る4つの流域下水道を包括的に維持管理しており、災害等の緊急時の対応は県民の暮らしの安全、安心に直結するものであり、今後とも技術力の向上を含め具体的な対応力の強化を進めていく。

④ 社会資本の円滑かつ計画的な整備等、地方創生の推進に視点を置いた事業支援

人口減少対策や地方の活性化のためにも、必要な公共施設は計画的に整備、更新、あるいは修繕を加えていく必要がある。特に市町村にあっては、役場等拠点となる施設更新や子育て支援施設整備は、地方創生の観点からも重要であり、建築・土木等総合的な観点で支援していく。

⑤ 収益源の多様化と経営の効率化

平成29年度から稼動するDBMYや山形県道路施設管理システム(以下、「道路施設管理システム」という。)における管理・登録業務や適正な評価による技術支援業務の拡大など、収益の多様化を図る。なお、DBMYと道路施設管理システムを総称して「社会資本データベース」という。

また、現在の主要業務である積算・工事監理業務においては、正確性の担保など品質の一層の向上に努めていく。

II. 業務展望

1. 業務の展開方向

(1) 建設技術者の技術力向上及び発注者等への技術支援事業【公益目的事業】

① 研修業務

ア 建設技術を取り巻く諸課題に対応した研修実施

建設技術者として必要な資質を備えるため、設計積算、現場技術、施設の長寿命化等に関するものなど建設技術を取り巻く諸課題に対応する研修を県と連携しながら実施

していく。

イ 市町村等土木技術者への積算業務の研修実施

建設技術職員が不足する市町村に対しては、基礎的な技術研修を実施する。

ウ センター職員の技術力向上に向けた派遣研修の見直し

センター職員の技術力向上のため、行政機関において行政側技術者と技術連携・情報交換を行い、建設行政全般を広く実務経験し行政と共に県土基盤を支える職員を育成していく。

② 普及啓発・情報提供業務

ア 業務発表会及び次世代を担う若者の建設技術向上のための支援実施

創意工夫事例等を発表し、建設技術の普及啓発を図る業務発表会や、若者を対象とした測量技術を競う大会を通して次世代の人材育成を図るサーベイコンテスト等の開催を支援していく。

イ 県内の次世代を担う技術者の育成輩出のための教育支援

今年度新設された山形県立産業技術短期大学校土木エンジニアリング科の学生に対して、山形県の未来を担う土木技術者の育成輩出を図るため、実践的な教育支援を行う。

ウ 建設技術関連図書の情報提供を継続実施

土木共通仕様書等の技術関連図書の配付及び技術関連図書の情報をホームページにより提供していく。

③ 技術相談・助言業務

ア 市町村支援強化に向けたセンターの組織強化と技術職員の技術力向上

技術職員のいない県部局や技術職員が不足する市町村に対して重点的に対応するため、センター組織の強化とともに、建設技術の高度化・多様化に対応するためのセンター技術職員の技術力向上に努める。

イ 土木・建築職員が不足している市町村への技術相談・助言の拡充

道路の老朽化対策に関する技術相談・助言に積極的に対応すること及び建築職員が不足している市町村の公共施設ストック対策、地域再生に向けた施設整備等の技術相談・助言に対応する。

ウ 公共工事の品質確保技術者による総合評価落札方式の審査支援

県・市町村が品確法を踏まえた総合評価落札方式による競争入札を実施する場合、依頼に応じて、評価法や落札者決定基準等を学識経験者の立場で助言し、入札の公平性と透明性を担保する。

④ 災害調査等支援業務

ア 災害復旧初期支援制度の周知

被災市町村からの要請を受け、災害復旧支援エンジニアとして登録（現在 23 名）して

いる専門技術者を派遣して、被災調査や復旧対策等技術的見地について助言・支援を行う。被災した市町村において、初期段階からの的確に対応できるよう、関係機関と連携して制度の有効性の周知に努め、積極的に対応していく。このためにも、災害査定に関する講習会や現場での災害復旧のシミュレーションを通して災害に関する専門性を高め、効果的で実効性のある支援体制にしていく。

また、この業務を通してセンター職員の被災調査・災害復旧申請事務に係る知識・技術力の習得を図っていく。

イ 災害関連ボランティア支援

危険箇所の点検や被災時の調査等の活動を行う災害関連ボランティア活動団体に対する支援を行う。

(2) 下水道関係事業【公益目的事業】

① 流域下水道施設の運転維持管理支援業務

県内流域下水道の4浄化センター、中継ポンプ場及びマンホールポンプ施設の運転維持管理業務を行う。

ア 計画的な保守管理

供用開始後30年を経過する施設もあり、設備の老朽化による故障が散見されるようになっている。そこで、日常点検の強化に努めるとともに、県と連携した計画的な保守点検と早期修繕を図る。

イ 内部支援体制の強化

業務部及び地域支援部技術職員の下水道施設に係る知識の習得を図ることで、緊急時における内部支援体制の拡充に繋げる。

② 下水道の普及啓発業務

下水道の普及啓発業務については、より下水道に関する理解を深めてもらうための工夫及びPR活動を積極的に展開する。

③ 下水道技術者研修等の市町村支援業務

下水道技術者研修は、下水道に関する新工法・新技術に関して知識の習得及び技術向上を図るため、企画検討していく。このほか、市町村における公共下水道施設等の維持管理体制の継続の困難化が予想されることから、県内の広域的な課題への対応として、センターによる支援のあり方が検討課題になっていくことが想定される。

(3) 県の社会資本整備に関する業務支援事業【収益事業】

① 総合支庁との連携強化

業務受託先別では、総額の約7割を県関係が占めており、いかにしてその受託額を確保

するかが重要な課題である。今後、暮らしや産業を支える機能的で強靱な県土基盤づくりに資するため、各総合支庁との連携強化を図りながら、さらなる受託の増大に繋げていく。

② 業務体制の強化

業務量が年度間・月間で偏りがある中、各総合支庁の要請に応えるため、受託業務量の平準化に努め、併せて業務執行体制の強化を図り、積極的に支援を行う。

③ 設計委託段階から参画できる制度創設の検討

道路改良・橋梁・大規模災害や重要構造物等については、設計をコンサルタント会社に委託する段階から参画する制度の創設を検討していく。

当初からの参画は、県担当者との設計の考え方の共有や技術力向上・積算の効率化等に繋がる。また、県担当者が異動になっても、センター職員は同じ職員が担当することで業務の進行に貢献可能なことから、有効な制度と考えられる。

④ 社会資本データベースを活用した今後の業務展開

県管理の社会資本ストックは、高度経済成長期などに集中的に整備され、今後急速に老朽化することが懸念される。昨今、高速道路における天井落下事故などをはじめとして、社会資本の維持管理・更新に係る問題が各方面で顕在化している。このため、すべての施設は、戦略的に維持管理・更新（関係する点検・診断、評価、計画・設計及び修繕等含む）を行い、長寿命化が図れるよう、社会資本データベースを活用し、今後の道路施設における戦略的な維持管理・更新の一翼を担えるよう、組織体制を強化しながら取り組んでいく。

⑤ 建設工事元請下請関係適正化指導支援業務の実施

公共工事の現場施工体制及び元請下請問の契約を含む契約関係事務が、関係法令等に基づき適正に行われているか等について現場調査を実施する業務であり、調査担当職員を確保しながら引き続き発注者の支援に努めていく。

(4) 市町村の事業に関する支援事業【収益事業】

① 市町村との連携強化による受託事業の拡大

市町村との協定締結による継続的で包括的な連携強化を図ることにより、技術職員不足・技術力に不安のある市町村支援をより明確化するため、市町村にとって有益で実効性のある体制面及び技術面での支援を行い、ひいては市町村の受託事業拡大に繋がるよう積極的に対応する。

② 社会資本老朽化対策及び災害復旧等について総合的な支援の実施

高度成長期に建設された社会資本の老朽化対策が喫緊の課題となっているなか、山形県道路メンテナンス会議に参加して、市町村が管理している社会資本の整備・改修への支援を継続していく。また、災害復旧に関しては被災直後の対応から実施時の工事積算及び監督補助業務を支援する。

③ DBMYを利用した「パッケージ型発注者支援業務」の強化

県内すべての市町村が参加し使用するDBMYを利用した橋梁等の維持管理・更新や災害復旧対応について、調査計画から工事完成まで一括して支援する「パッケージ型発注者支援業務」の拡大強化を図る。

④ 市町村等が実施する公共建築事業を企画立案段階から工事完成までの一連の業務を一括して支援する「パッケージ型発注者支援業務」の拡大

建築技術職員の少ない市町村や公的な法人等が行う公共建築事業について、企画立案・設計積算・入札契約・工事監理・完成引渡・維持管理までの一連の業務をパッケージで支援していく。さらに、必要に応じて設計プロポーザル方式や総合評価落札方式など多様な入札方式の導入に向けた支援や助言を行う。

(5) 人材育成と組織強化

① 災害復旧支援要請への対応強化

災害復旧支援エンジニアリング制度を活用して査定前の初期対応を迅速化するとともに、橋梁等災害におけるパッケージ型発注者支援業務を活用するなど、市町村の災害復旧支援を強化していく。

② 積算システム支援継続のための担当職員の技術力向上と対応強化

積算は、センターにとって最大の受託業務であり、これまで培ってきた積算技術に磨きをかけるとともに、今後とも県と連携して積算システム支援を継続・充実するため、担当職員の技術力向上とオールセンター的対応を強化していく。

③ データベースシステム等運用のための担当職員の技術力向上と対応強化

平成 29 年 3 月から、社会資本データベースが稼動することを踏まえ、IT 技術研修などセンターが持つ技術的付加価値を高めるための計画的な職員の技術力向上と組織的な対応を強化していく。

④ 業務に関連した資格取得の積極的推進

発注者の信頼を高め、積算・工事監理等の発注者支援や橋梁点検に係る支援を強力に推進していくために、技術士、建築士、土木施工管理技士、道路橋点検士等の技術を担保する資格取得を積極的に推進していく。

⑤ 継続雇用職員の経験と知見の有効活用

これまで蓄積されたセンター職員の積算・工事監理等の発注者支援に係る様々な技術・経験・知見について若手技術者に継承していくとともに、貴重なセンター経営の力として発揮できる環境づくりを行う。

2. 新規業務の検討と方向性

(1) 発注者等への技術支援及び建設技術者の技術力向上事業【公益目的事業】

① 技術力向上推進のための新たな研修等の企画検討

建設技術職員を主な対象者とした建設技術基礎研修を主催事業として開催するなど、建設技術を取り巻く諸課題に対応するための新たな研修等の企画を検討する。

② 市町村職員の技術研修への支援

改正品確法や社会資本老朽化対策の円滑な推進を踏まえ、市町村職員向けの積算・建設業法等の技術研修、及び工事監理・検査に係る実務研修の企画などの支援強化を検討する。

(2) 公共下水道施設等の維持管理支援事業【公益目的事業】

① 市町村管理の公共下水道施設等の維持管理業者の指導・検証業務及び修繕工事・保守点検業務委託の積算等発注業務への技術支援を、国の動向に沿いながら検討する。

② 総務省による市町村への公営企業会計制度の導入指導に伴い、公共下水道等の下水道台帳システム構築及びシステムの活用等による資産調査・評価業務等への支援を検討する。

(3) 社会資本整備事業等発注者支援事業【収益事業】

① 市町村が実施する公共工事完成検査補助に係る支援業務検討

公共工事の品質確保の観点から、市町村が実施する公共工事の完成検査を補助検査員として支援する業務を検討する。

② DBMYの機能を活用したICT分野での支援業務検討

平成29年3月から運用開始し、センターで登録・更新を行うDBMYの将来性と拡張性のメリットを活かし、タブレット端末を利用した直営点検や損傷評価システム(いずれも開発中)との連携等、ICT分野での支援業務について検討する。

③ 市町村の公共建築事業を共同で支援する仕組みの検討

市町村の公共建築事業に対する支援方策として、他の公的な法人との情報共有を図り、企画構想段階から連携して支援を行う仕組みの構築を検討する。

④ 技術力に不安のある市町村への技術職員の派遣検討

技術職員が不足している状況のなか、市町村からの要請に基づき、センターの体制と収益面を考慮の上、技術職員の市町村への派遣を検討する。

Ⅲ. 経営収支予測

1. 収支の見通し

(1) 収支予測の考え方

今回の経営収支の見通しにあたっては、センターの平成27年度決算、平成28年度決算見込み、及び平成29年度における県等の予算要求状況を勘案し、現状に即し可能な限り実態を反映できる予測とした。

公益事業については、全体収支が赤字の間は、原則として公益資金の活用により実施することとした。

なお、流域下水道の維持管理事業については、原則収支差がゼロとなることから収支予測からははずした。

(2) 受託収入

平成29年度からの5年間においては、県からの受託額はおおむね横ばいと想定する。市町村からの受託額は、橋梁の点検・診断への支援活動の強化、災害対応への支援強化、市町村における技術職員の不足などにより、全体の受託額の増大を見込んだ。

これまでの実績では数年に1回程度災害・補正予算が編成されているが、今回の見通しではこれについて最小限の額を見込んだ。

(3) 事業支出

人件費の算出にあたっては、各年度における定年退職や継続雇用及び新規採用等を見込んだ職員数を基に積算し、継続雇用については定年退職者全員を5年間雇用することとして算出した。

現在職員の年齢構成が高く総人件費が高くなっているが、これは平成28年度をピークに徐々に減少していく。

物件費は、変動が小さいことから、平成28年度と同程度と見込んだ。

2. 収支の改善

以上のことから、今後の収支について受託額は徐々に増加し、支出額は徐々に減少していくものと試算し、全体収支の黒字化は概ね平成33年度と見込んだ。なお、収益事業部門の黒字化は平成31年度と見込んだ。

IV. 組織体制と技術力向上のあり方

1. 現状・課題

(1) 建設技術者の技術力向上及び発注者等への技術支援、積算・監督補助等事業

- ① 職員の新規採用は平成 11 年度以降 16 年間行っていなかったが、平成 27 年度に 3 人、平成 28 年度に 2 人採用し徐々に年齢構成は適正化に向かいつつある。
- ② 人件費は平成 28 年度をピークに徐々に減少していくものと見込む。
- ③ 法人設立期に採用した職員が平成 30 年度まで毎年数名定年を迎える。
- ④ 組織の若返りをはじめ災害復旧派遣支援などによる業務の繁忙化等、現状の改善や市町村技術職員の減少等によるセンターへの支援要請の拡大への対応など、当面する諸課題に適切に対応するため、組織体制の強化及び職員の育成を図っていく必要がある。
組織体制にかかる具体的な課題は、次のとおりである。

ア 技術職員の定期的な採用の継続による職員の年齢構成の適正化

イ 円滑な技術の伝承及び職場の活性化の確保

ウ 技術力の向上を図るため資格取得の推進及び研修機会の拡大

エ 一人当たりの受託額や受託箇所数の増加、災害復旧応援派遣等を要因とした業務繁忙化の改善及び職員の技術力向上機会の確保

オ 工事発注の平準化要請への対応のための受託業務処理体制の確立

カ 社会資本の老朽化対策や災害優先支援等、市町村支援ニーズの増大への対応力の強化

キ 技術相談・助言業務、研修事業及び建設技術の普及啓発・情報提供業務等、公益目的事業拡大への対応力の強化

ク 継続雇用職員の活躍の場の拡大

(2) 流域下水道施設維持管理事業

流域下水道施設の老朽化が進行し、汚泥処理設備等が突然破断・損傷することによる処理機能の低下等が懸念されることから、県と連携しながら、施設の長寿命化を図る設備・機器類の計画的な保守点検と早期の修繕工事の実施などリスクの軽減に努めていく必要がある。また、これに伴い、日常点検業務の強化、緊急事態への対応及び修繕工事が必要となった場合の発注関係事務量の増加が予想される。

さらに、運転維持管理業務において、停電、異常水流入等の緊急事態が頻繁に発生した場合及び大規模地震が発生した場合の対応も予想される。

このような中、現在、技術職員は、土木 4 名、電気 2 名、機械 2 名、化学 1 名（庄内浄化センターは現地に担当職員 1 名を配置、村山及び置賜浄化センターは下水道事業所・山

形浄化センターで対応)となっており、十分な対応が困難な体制となっている。

また、中小市町を中心として、公共下水道施設等の維持管理を担っている技術体制維持が困難と予想されることから、流域下水道施設の維持管理で培ったセンターのノウハウ・技術力を活用した支援を検討する。

2. 組織体制の強化と活性化

(1) 今後の業務展開への対応

- ① 支援ニーズに適切に対応していくために必要な職員数を確保する。
- ② 県内4浄化センターの技術担当職員の配置体制の強化について、県と連携を図りながら対応する。
- ③ 新規事業としての市町村が管理する公共下水道等施設の維持管理等の支援に係る技術担当職員の確保を検討する。
- ④ 県への派遣研修は新規採用から数年を経た職員を充て、建設行政全般を広く実務経験できる機会とする。
- ⑤ 資格取得と専門技術研修を通して技術職員のレベルアップと人材育成を図る。
- ⑥ 継続雇用職員の豊富な経験と知見の有効活用を図り、あわせて業務上及び収益面で寄与するため、業務内容、配置等を検討する。

(2) 職員採用の考え方

- ① 長期的な経営安定と継続的な技術伝承のため、定期的に職員を採用し適正な年齢構成にしていく。
- ② また、流域下水道施設維持管理における職員体制については、県と連携して関係市町と合意を図りながらセンター全体の中で検討し採用を進めていく。
- ③ さらに、継続雇用職員の活躍の拡大を図り、継続的な技術伝承と職員相互の意思疎通を図る体制を構築する。

(3) 業務執行の改善

- ① 職員による業務改善の検討の場の設置
定期的に業務改善を検討するワークショップを実施し、各職員が常に業務改善を意識し収益に寄与するための取組みを進めていく。
- ② 積算情報を入手する仕組み構築と利用効率化
最新の積算情報を確実に入手できる仕組みを構築し、積算手順ややるべき内容の把握が容易かつ確実にできる組織体制とし、業務の効率化を図る。また、設計図書はライブラリー保管として積算情報等の有効活用を図る。
- ③ 新システムによる設計成果品の品質向上

独自の品質向上システムを構築して、設計照査、設計審査の手法等を改善し積算業務計画に的確に組み込み実施することで成果品の品質向上を図る。また、設計照査は部課の枠を超えて最適な技術職員を選任する。さらに、設計審査は随時実施し、問題の抽出・確認・解決を適時に行うシステムに改善する。

④ 固定経費の削減による経営環境の改善

事務所賃借面積の縮減による固定経費の節減に努めるほか、仕事の仕方の改革など業務の効率化を図る。長期保存の必要がある過去の設計書や書類等を整理し直し、使用頻度が低いものについては、最上庄内事務所に保管する。これにより賃借しているスペースを縮小し、経費の縮減を図る。

職員の労働時間について、残業が多いことが以前より指摘され、これまでも何度か改善を目指してきたが、なかなか改善傾向につながっていない。1ヶ月、1週間、1日の労働時間の中でも、繁忙期と閑散期に分けられるものであれば、一律8時30分から17時15分の勤務ではなしに各職員の裁量で勤務時間を調整し、家族と一緒にいる時間を増やしたり、交通渋滞の時間を避けて通勤するなど、効率的な勤務を行うことを目的として、フレックスタイム制度の導入を検討する。職員にとっては効率的な勤務を、センターとしては残業時間の縮減を図り、人件費軽減の効果も見込まれるものと思われる。

(4) 職員力の向上

「受益者視点」、「現場主義」、「対話重視」の三つを基本姿勢とし、「自らの技術力向上に努め、新たな課題に挑戦する自立した職員」を目指し、職員育成方針等を改定し研修受講のあり方や各種資格の取得目標と取得しやすい環境づくり、さらには技術を磨くための配置転換のあり方などについて、具体的に示しながら、計画的かつ体系的に育成していく。